

# 地方消費税の清算基準に関する最近の動向

平成29年4月25日

# 地方消費税の清算基準の見直し（平成27年度改正）

## 〈見直し内容〉

- ① サービス業に係る統計について、平成24年経済センサス活動調査に基づく調査に置き換えるとともに、事業者の所在地で計上されていると考えられる情報通信業等を除外する。
- ② 人口及び従業者数を用いる割合について、人口・従業者数ともに12.5%ずつから、人口15%、従業者数10%に変更する。

### 《改正前》

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額 （サービス業基本調査）」 の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	<u>12.5%</u>
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	<u>12.5%</u>



### 《改正後》

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額 （経済センサス活動調査）」 の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	<u>15%</u>
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	<u>10%</u>

## 第二 平成27年度税制改正の具体的内容

### 四 消費課税

#### 8 その他

（地方税）

(2) 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

- ① 消費に相当する額の75%のウェイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、サービス業対個人事業収入額について、サービス業基本調査に基づき定める額から、経済センサス活動調査のサービス業に係る部分（「サービス関連産業B」（「情報通信業」、「土地売買業」、「土地賃貸業」、「賃家業、貸間業」、「旅行業」及び「競輪・競馬等の競走場、競技団」を除く。）及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。））に基づき定める額に変更する。
- ② 消費に相当する額の25%のウェイトを占める人口及び従業者数について、その割合を1:1から3:2に変更する。

（注）上記の改正は、平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

## 「平成29年度税財政等に関する提案」(抜粋)

平成28年10月3日  
全国知事会

### (7) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っており、清算基準である「消費に相当する額」については、消費指標として「商業統計調査」に基づく「小売業年間販売額」と「サービス業基本調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額を用い、これらにより把握できない部分については、消費代替指標として「人口」及び「従業者数」をそれぞれ同割合で用いてきたところである。

平成27年度からは、これまでの「サービス業基本調査」に替えて「経済センサス活動調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」が消費指標に用いられることとされ、サービスに係る統計カバー率が上昇することも踏まえ、主にサービスの代替指標と考えられてきた「従業者数」の比率を引き下げ、「人口」の比率を高める等の見直しが行われたところである。

今後も清算基準の見直しにあたっては、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである

# 「平成29年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」(抜粋)

平成28年11月18日  
地方財政審議会

## 第二 平成29年度地方税制改正等への対応

### 5 地方消費税

地方消費税は、事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定する消費型付加価値税であり、その税収を消費の基準に基づいて各都道府県間で清算することで、税の帰属地と最終消費地を一致させることとしている。

この清算基準については、その75%を「商業統計調査」に基づく「小売年間販売額」と、「経済センサス活動調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額としている。残りの15%は「人口」、10%は「従業者数」としている。

平成27年度税制改正においては、サービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査の調査結果に基づくデータ更新を行った際、消費者の最終消費地とは異なる事業者の所在地で収入が計上されていると考えられる業種、すなわち、情報通信業、旅行業等について清算基準に用いるデータから除外した。

今回、平成29年度税制改正においては、小売年間販売額について、新しい商業統計調査結果に基づいてデータ更新を行う必要がある。その際には平成27年度税制改正と同様に、消費者の最終消費地とは異なる事業者の所在地で収入が計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売について、清算基準に用いるデータから除外することが適当である。

地方消費税率の引上げを進める中で、地方財政における地方消費税収の重要性が高まっていることから、地方消費税の清算基準に消費がより正確に反映されるようにすることが望ましい。地方消費税の消費課税としての性格に鑑みて、統計の範囲や精度などに係る今後の動向を踏まえ、税収の変動や制度のわかりやすさにも配慮しつつ、一層の税収帰属の適正化に努めるべきである。

# 地方消費税の清算基準の見直し（平成29年度改正）

## 〈見直し内容〉

○ 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

- ① 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する。
- ② 人口及び従業者数を用いる割合について、人口15%、従業者数10%から、人口17.5%、従業者数7.5%に変更する。

指 標	ウェイト	《改正後》	
		ウェイト	
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額	75%	75%	
「人口（国勢調査）」	<u>15%</u>	<u>17.5%</u>	
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	<u>10%</u>	<u>7.5%</u>	

## 第二 平成29年度税制改正の具体的内容

### 四 消費課税

#### 5 その他

（地方税）

(1) 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

- ① 消費に相当する額の75%のウエイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、小売年間販売額について、商業統計の「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額から、「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」による「年間商品販売額」の欄の額を除外した額とする。
- ② 消費に相当する額の25%のウエイトを占める人口及び従業者数について、その割合を3:2から7:3に変更する。

(注) 上記の改正は、平成29年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

## 第三 検討事項

14 地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

## 「H29年度税制改正後の全国知事会のコメント」(抜粋)

平成28年12月8日  
全国知事会

### ■地方消費税の清算基準の見直しについて

地方消費税の清算基準の見直しについて、平成26年度商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外するとされたこと、併せて、清算基準に用いる人口と従業者数の割合を(17.5%(現行15%)、7.5%(現行10%)に)変更するとされたことは、清算基準の見直しにあたっては、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきとしてきた全国知事会の提言に沿ったものであり、評価する。

なお、平成30年度税制改正に向けて、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討するとされており、引き続き、地方の意見を踏まえ、より適切な清算基準について検討していただきたい。



## 地方消費税を巡る最近の国会での議論

平成29年3月22日  
参議院総務委員会

(片山虎之助委員)

地方消費税の清算基準を今直そうとしているんですよ。やっぱり地方消費税を人口の少ない方に少し回そうと、大都市圏や東京じゃなくて。基準をいじろうとしているんだよね。それを与党税調ですか、何かの答申に書いていますよね。これは与党税調もしくは何かの答申に書いていますが、これは、いつまでにどうするということのあるあれですか。分かる範囲で教えてください。

(林崎自治税務局長)

地方消費税の清算基準は、地域ごとの消費の実情に即して税収の帰属を決めるというもので、地域ごとの消費をより正しく表すように見直していくということ、これはもともと重要な課題であります。その一環として、平成29年度、商業統計データの更新を伴いまして通信販売分を除いたり、それから従業者数から人口へのウエイトのシフトを実施することとしたところでありまして、今ご紹介のありました与党税制改正大綱の「検討事項」におきましては、「統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高める」方向で検討を進めるとの方針が示されたことでございまして、税収の帰属の適正化を進めるという観点から、理論面・実務面を含めて検討するということになっております。これ、三十九年度税制改正に向けて検討して結論を得るということになっております。なお、清算基準の見直しは税収の帰属の適正化ということを繰り返し申し上げておりまして、税収格差の是正そのものを目的とするものではございません。

(片山虎之助委員)

しかし、事は税なんですよ。政治的配慮はありますよ。貧乏な財政力が弱いところに税金をたくさん取れるようにしたいというのはあるけれども、やっぱりそれは税としての筋、理屈、経緯、みんなの納得というのが要るんですよ。だからそこをどう取るかなんですよ。なるほど、それは一極集中打破ですよ。だから、地方に回すのがいいけれども、筋もくそもなくて回すというの、これもつらいところがある。だからどこに、どの辺にどういうあれでどうするかというのが大きな課題だと思いますよ。これから一番大きな税金は消費税なんだから、地方にとっても地方消費税ですよ。それについては、私は重大な関心を持たにやいかぬと思っておりますので、特に当事者である総務省には、自治省はよろしく願いいたします。